

(R5.3.31 借入分まで適用)

## 立山町商工業振興資金利子補給金 交付申請の手引き

この制度は、企業の近代化を図り設備の取得・改善を行うために融資を受けた町内事業者に対し、利子補給金を交付するものです。

### 1. 交付対象者（主な条件）

- ・町内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ・町税を滞納していないこと（法人においては、その代表者を含む。）。

### 2. 対象となる融資

区 分	内 容
融 資 額	30万円以上かつ500万円を限度とする
資 金 使 途	施設資金、設備資金
対 象 金 融 機 関	・日本政策金融公庫富山支店 ・北陸銀行立山支店 ・富山銀行立山支店 ・アルプス農業協同組合たてやま支店 ・商工組合中央金庫富山支店 ・富山第一銀行立山支店 ・富山信用金庫立山支店

### 3. 利子補給額等

区 分	内 容
交付対象期間	当該融資の実行日から1年間
利子補給額	借入額×2%（融資利率が年2%未満の場合は、当該融資利率）
限 度 額	10万円（1事業者1件につき）
備 考	・当初の返済計画からの遅延によって生じた利子の増額分は対象外。 ・上記の算定方法による利子補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### 4. 申請方法

区分	内容
申請期限	毎年12月末日まで
提出書類	立山町商工業振興資金利子補給金申請書（別記様式） 【添付書類】 ①設備資金借入証明書 ②事業費の内訳書又は設備の見積書 ③設計図、配置図 ④その他町長が必要と認める書類
提出先	<b>立山舟橋商工会</b> 〒930-0221 立山町前沢 2469 電話：076-463-1221（平日午前9時～午後5時）
備 考	・年内に完成又は取得するものに限る。

### 5. お問い合わせ先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440  
立山町 商工観光課 商工労働係（立山町役場 2階）  
電話：076-462-9970（平日午前8時30分～午後5時15分）